



一緒にはじめよう!!

精神科に
入院中の方への

面会

サンプル版

権利をまもり、
今を変えていくために

■ この冊子の目的

この冊子は、「人が生まれながらに有する大切な権利(人権)」の視点から、精神科に入院中の方へ面会に行くときに知っていてほしいことをまとめたものです。

日本の精神医療の現状や課題は、まだまだ広く知られていません。私たちは、日本の精神医療を変えていくために、たくさんのひとたちに、現状と課題を知ってもらいたいと考えています。この冊子は、イラスト等を活用し、分かりやすいように心がけました。

是非、この冊子を手にとって、実際に病棟に訪問し、入院している方の声く活動に参加してください。私たちやみなさんの活動がきつと閉じられた扉をひらくことにつながっていくものと信じています。

2019年7月

認定NPO法人大阪精神医療人権センター 共同代表 位田 浩
大槻 和夫

名 前：山坂あい

生年月日：1985年11月9日(現在、34歳)

趣 味：ハイキング

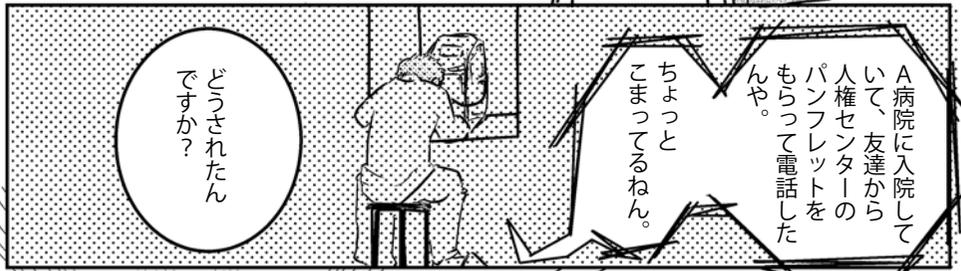
性 格：誰にでも好かれるが、はっきり物事を
いえるタイプ

経 歴：私立大学卒業後、福祉施設で働いた後、
7年前に認定NPO法人に入職し、2
年前に事務局長になる。

好きな著書：『枠組み外しの旅－「個性化」が変える
福祉社会』(竹端寛)



イメージキャラクター



一緒にはじめよう!! 精神科に入院中の方への面会サンプル版

知ってほしい!!



大阪精神医療人権センターの活動

大阪精神医療『人権』センターは、精神障害者の『人権』が守られるための活動を続け、安心してかけられる精神医療の実現を目指します。

認定 NPO 法人 大阪精神医療人権センターの目的

精神医療および社会生活における精神障害者の人権を擁護する活動を行うとともに、それを通じて精神障害者に対する社会の理解を促進し、障害の有無にかかわらず、人間が安心して暮らせる社会に一步でも前進させるべく貢献することを目的とする

1
声をきく
入院者の立場に
たった権利擁護
活動を実践する

2
扉をひらく
精神科病院を開
かれたものにな
る

3
社会をかえる
安心してかけら
れる精神医療を
実現する



権利擁護活動の具体的内容

- 1** 権利（があるということ）を知ることの支援
- 2** 今ある権利を使いこなすことの支援
- 3** 権利の現状の調査・分析
- 4** 権利侵害に対する救済・回復支援
- 5** 権利を使いこなした結果としての制度改革・新しい制度提案
- 6** 次世代に人権理念を受け継ぎ発展させる人材の育成

一緒にはじめよう!! 精神科に入院中の方への面会サンプル版

大阪精神医療人権センターの活動

精神科病院とは

精神科病床を有する病院。「精神科病床」とは、「病院の病床のうち、精神疾患を有する者を入院させるためのもの」（医療法7条2項）をいいます。

「病院」とは、「医師等が、公衆又は特定多数人のため医業等を行う場所であつて、20人以上の患者を入院させるための施設を有するもの」（医療法1条の5第1項）をいいます。

閉鎖病棟や隔離室（保護室）の存在

精神科病床には病棟の入り口が施錠されている。「閉鎖病棟」が存在しています。

現在、精神科病院の入院している方のうち、約

70%の方が閉鎖病棟に入院しています。しかも、任意入院の方のうち、約50%の方が閉鎖病棟という自由を制限された病棟で行動が制約されています。

本人の自由を制約する閉鎖病棟での処遇を受けた方々からは、「自分の意思で部屋から、出ることができない」、すごく不安で絶望的・屈辱的だ」という声をききます。

また、閉鎖病棟だけでなく、病室の中から鍵を開けることのできない『保護室』（隔離室）というさらに閉ざされた部屋があります。病院の建て替え等で、その環境は改善されつつあると言われることもあります。しかし、まだまだ劣悪な環境が続いている病院も多数あります。

入院中の方と面談する際には、この閉鎖病棟に訪問していただくことが多くありますが、鍵のかけられた閉ざされた空間により違和感を持つことになると思います。

入院中の方のための個別相談活動

当センターは、「声をきく」精神科病院に入院する方々の立場にたった権利擁護活動を実践するために」というミッションをもって、「入院中の方のための個別相談（手紙、電話及び面会）」を行い、精神科病院に入院中の方のための権利擁護システムの不備を解消し、本来求められるべき権利擁護システムの構築を目指しています。

精神科病院への訪問活動と情報公開

当センターは、「扉をひらく」精神科病院を開かれたものにするために」というミッションをもって、「精神科病院への訪問活動及び情報公開」を行い、精神科病院の密室性、閉鎖性の解消を目指しています。

精神医療及び精神保健福祉に係る政策提言

当センターでは、「社会をかえる」安心してかれる精神医療を実現するために」というミッションをもって、①入院中の方への個別相談活動や精神科病院への訪問活動に、より多くの一般市民の方に参加してもらうための体制を構築するとともに、②「精神医療及び精神保健福祉に係る政策提言」を行い、精神障害や精神疾患に対する差別と偏見の解消を目指しています。



例えば

- ✓自分らしく生きる。
- ✓自分が生活したいところで生活する。
- ✓好きなところで食べ、好きなところで寝る。
- ✓自分が行きたいところに行く。
- ✓知りたい情報を知る。
- ✓自分のプライバシーが守られる。

などがあります。

『人権』は、人が生まれながらに有する大切な権利です。『人権』は、障害の有無にかかわらず、誰にでも同じように守られます。

一緒にはじめよう!! 精神科に入院中の方への面会サンプル版



私たちは権利の
メッセンジャーです。



人権センターは
何をしてくれるの
ですか？

- 1 常にどういときでも、個人として、その人格を尊重される権利
暴力や虐待、無視、放置など非人間的な対応を受けない権利
- 2 自分が受ける治療について、分かりやすい説明を理解できるまで受ける権利
自分が受ける治療について知る権利
- 3 一人ひとりの状態に応じた適切な治療及び対応を受ける権利
不適切な治療及び対応を拒む権利
- 4 退院して地域での生活に戻っていくことを見据えた治療計画が立てられ、それに基づ
く治療や福祉サービスを受ける権利
- 5 自分の治療計画を立てる過程に参加し、自分の意見を表明し、自己決定できるように
サポート（援助）を受ける権利/また、自分の意見を述べやすいように周りの雰囲気、
対応が保障される権利
- 6 公平で差別されない治療及び対応を受ける権利
必要な補助者“通訳、点字等”をつけて説明を受ける権利
- 7 できる限り開放的な、明るい、清潔な、落ちつける環境で治療を受けることができる
権利
- 8 自分の衣類等の私物を、自分の身の回りに安心して保管しておける権利
- 9 通信・面会を自由に行える権利
- 10 退院請求を行う権利及び治療・対応に対する不服申立てををする権利/これらの権利を
行使できるようサポート（援助）を受ける権利/また、これらの請求や申し立てをし
たことによって不利に扱われない権利

大阪府精神保健福祉審議会（2000年5月19日）

入院中の精神障害者の 権利に関する宣言

入院者の権利とは？

入院中の精神障害者は、適切な医療を受け、安心して治療に専念することができるよう、次の権利を有しています。

これらの権利が、精神障害者本人及び医療従事職員、家族をはじめすべての人々に十分に理解され、それが保障されることこそ、精神障害者の人権を尊重した安心してかかれる医療を実現していく上で、欠かせない重要なことであることをここに明らかにします。

まずは、誰にでも
権利があることを
伝えること

そして、権利を使うことの
お手伝いをすること
を目指しています。

一緒にはじめよう!! 精神科に入院中の方への面会サンプル

権利擁護活動への期待

厳しい状況の中、30年にわたって精神医療改革と精神障害者の人権擁護の活動を地道に続け、その成果が広く評価されています。しかし、いまだ多くの方が精神病棟に長期に留められ、隔離拘束される方も増加し続けております。改革の道のりは長く険しいと思います。これからも多くの皆さんの力が必要です。多くの方にセンターの活動を支援していただくよう願っています。

精神科医・元北海道立精神保健福祉センター長 伊藤 哲寛さん



面会活動に参加して感じたこと

“人は安全にただ生かされているだけでは、自己の人生に満足できない。自分らしく生きたいのだ。”その気持ちはひしひしと感じられよく理解できた。しかし現状では医療スタッフやご家族は、AさんがAさんらしい人生を生きたい気持ちを理解するよりも、Aさんが退院した後の何らかのリスクを気にしているのではないかと感じた。

それこそが日本の精神科病棟の長期入院化の現実だろう。そこでは個人の人権より、社会を含めた周囲の都合が優先させられていると感じた。その現状を何とか突破するため、入院している方の退院が着実に増加するように、大阪精神医療人権センターが中心になって、この活動を全国的に連携して、大きなうねりを起こして展開していかなければならないと思った。

個別相談ボランティア・医師 藤川 晃成さん

一緒にはじめよう!! 精神科に入院中の方への面会サンプル版



知ってほしい!!

精神科に入院中の方への

面会が必要 となる理由

入院中の方へ面会するうえでは、なぜ、面会活動が必要となるのか、その意義を知ることが大切です。

1 人権とは

『人権』は、人が生まれながらに有する大切な権利です。『人権』は、障害の有無にかかわらず、誰にでも同じように守られます。

人が自分の生き方を選択し、自分らしく生きていくためには（個人の尊厳）、『人権』が守られな

ければなりません。

大阪精神医療人権センターは、障害の有無にかかわらず、誰もが安心して暮らせる社会を実現するために、『人権』が守られた社会の実現を目指しています。

2 権利擁護活動が必要となる理由

人権が守られる社会を実現することは大切なことです。しかし、精神障害者の人権が制約された状況が続いています。

特に、精神障害、精神疾患を理由として、「あなたのために」、「漠然とした不安」、「精神疾患に対する思い込み」を理由に人権が守られず、自分らしく生きていくことが難しい状況になることがあります。

そのため、精神障害者の人権が守られるための

一緒にはじめよう!! 精神科に入院中の方への面会サンプル版

活動（権利擁護活動）が必要となります。大阪精神医療人権センターは、『人権』の存在や内容を伝え、その権利を使いこなす方法を知ってもらうために、入院中の方への面会活動を続けています。

3 面会活動の意義

なぜ、私たちは面会活動を続けるのか？

大阪精神医療人権センターでは、精神科病院に入院中の方への面会活動によって、日本の精神医療の現状を生み出す課題の解決を目指しています。

入院中の方への面会活動を含む権利擁護システムは、「医療を受けさせること」が目的ではなく、入院中の方の人権が制限された状況を解消することが目的です。

日本の精神医療の現状

精神障害者の人権が制限され、当たり前前に地域で生活し、必要なときに安心してかかれる医療が整備されていないこと

原因①

入院中の方の権利が制限され、その権利を保障する仕組みが整備されていないこと



面会活動の意義①

入院中の方の声をきき、権利擁護活動を実践し、入院中の方の権利が制限されている状況の解消を目指します。

原因②

精神科病院の密室性、閉鎖性が解消されていないこと



面会活動の意義②

実際に病院に訪問し、病院の状況を社会に発信することで、精神科病院の密室性、閉鎖性の解消を目指します。

原因③

精神障害や精神疾患に対する差別、偏見が解消されていないこと



面会活動の意義③

多くの市民に個別相談活動に参加してもらい、また、個別相談活動の成果を社会に発信することで、精神障害や精神疾患に対する差別、偏見の解消を目指します。

一緒にはじめよう!! 精神科に入院中の方への面会サンプル版



一緒にはじめよう!!

精神科に 入院中の方への 面会

■知ってほしい!! 大阪精神医療人権センターの活動5

▽大阪精神医療人権センターの目的▽権利擁護活動の具体的内容▽精神科病院とは▽閉鎖病棟や隔離室(保護室)の存在▽入院中の方のための個別相談活動▽精神科病院への訪問活動と情報公開▽精神医療及び精神保健福祉に係る政策提言▽権利擁護活動への期待/伊藤哲寛さん▽面会活動に参加して感じたこと/藤川晃成さん

■知ってほしい!! 精神科に入院中の方への面会が必要となる理由11

▽人権とは▽権利擁護活動が必要となる理由▽面会活動の意義~なぜ、私たちは面会活動を続けるのか~

■知ってほしい!! 日本の精神医療の現状15

▽多すぎる入院者数や強制入院▽多すぎる閉鎖処遇▽精神科病院の歴史的背景

■知ってほしい!! 精神保健福祉法の枠組み20

▽精神保健福祉法を考える▽精神科病院の入院形態を知る

■『医療保護入院(強制入院)』を捉え直すために/竹端寛 22

■大阪弁護士会高齢者・障害者総合支援センターひまわり 26

■知ってほしい!! 身体拘束、隔離の現状 27

▽身体拘束、隔離▽身体拘束とは▽身体拘束の問題点▽隔離とは▽隔離の問題点▽精神医療審査会、退院・処遇改善請求▽精神医療審査会とは▽精神医療審査会の構成員▽精神医療審査会の現状

■面会相談を利用した方の声31

■退院請求に関する Q & A33

■知ってほしい!! 「できない 100 の理由より、できる一つの方法」を考えることの大切さ36

▽病院職員の役割を知る▽精神保健指定医▽精神保健福祉士 (PSW)

■病院職員のジレンマを解決するために41

■入院中の方から話をきくこと~面会のコツ~42

▽話をきくときの心構え▽入院中の方の背景を知ることの大切さ▽当日の面会活動の流れ▽初めて会うときに▽状況を確認する▽相手の世界観に沿う▽できない約束はしない▽面会活動の引きだし▽おわりに

■入院体験者の声/涼風 夏さん...55

■個別相談ボランティアの声/小暮 和歌子さん・植村宗一郎さん 61



見本誌ダウンロード

http://bit.ly/2LwC2fX



A5 サイズ

74 ページ

頒価 600 円

2019年7月発行

一緒にはじめよう!!

精神科に入院中の方への面会

■**知ってほしい!! 大阪精神医療人権センターの活動** ▽大阪精神医療人権センターの目的▽権利擁護活動の具体的内容▽精神科病院とは▽閉鎖病棟や隔離室(保護室)の存在▽入院中の方のための個別相談活動▽精神科病院への訪問活動と情報公開▽精神医療及び精神保健福祉に係る政策提言▽権利擁護活動への期待 / 伊藤哲寛さん▽面会活動に参加して感じたこと / 藤川晃成さん

■**知ってほしい!! 精神科に入院中の方への面会が必要となる理由**
▽人権とは▽権利擁護活動が必要となる理由▽面会活動の意義~なぜ、私たちは面会活動を続けるのか~

■**知ってほしい!! 日本の精神医療の現状**
▽多すぎる入院者数や強制入院▽多すぎる閉鎖処遇▽精神科病院の歴史的背景

■**知ってほしい!! 精神保健福祉法の枠組み**
▽精神保健福祉法を考える▽精神科病院の入院形態を知る

■『医療保護入院(強制入院)』を捉え直すために / 竹端寛

■大阪弁護士会高齢者・障害者総合支援センターひまわり

■**知ってほしい!! 身体拘束、隔離の現状**
▽身体拘束、隔離▽身体拘束とは▽身体拘束の問題点▽隔離とは▽隔離の問題点▽精神医療審査会、退院・処遇改善請求▽精神医療審査会とは▽精神医療審査会の構成員▽精神医療審査会の現状

■面会相談を利用した方の声

■退院請求に関する Q & A

■**知ってほしい!! 「できない 100 の理由より、できる一つの方法」を考えることの大切さ**
▽病院職員の役割を知る▽精神保健指定医▽精神保健福祉士 (PSW)

■病院職員のジレンマを解決するために

■**入院中の方から話をきくこと~面会のコツ~**
▽話をきくときの心構え▽入院中の方の背景を知ることの大切さ▽当日の面会活動の流れ▽初めて会うときに▽状況を確認する▽相手の世界観に沿う▽できない約束はしない▽面会活動の引きだし▽おわりに

■入院体験者の声 / 涼風 夏さん ■個別相談ボランティアの声 / 小暮 和歌子さん・植村宗一郎さん

知ってほしい!!
精神保健福祉法の枠組み
入院中の方へ面会するうえでは、精神保健福祉法の問題点や入院形態等の基礎知識を知っておくことが大切です。

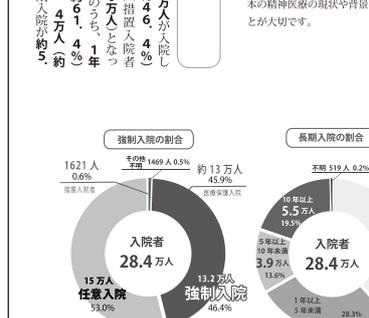
2 精神科病院の入院形態を知る
精神科病院の入院形態(精神保健福祉法に基づく)には、大きく分けて、任意入院と強制入院(医療保護入院、措置入院)があります。

知ってほしい!!
大阪精神医療人権センターの活動
大阪精神医療人権センターは、精神障害者の「人権」が守られるための活動を、安心して行われる精神医療の実現を目指します。

権利擁護活動の具体的内容

- 1 権利(おぼえてほしいこと)を知るなどの支援
- 2 今ある権利を使いこなすことへの支援
- 3 権利の現状の調査・分析
- 4 権利擁護に対する救済・回復支援
- 5 権利を使いこなした結果としての制度改善、新しい制度提案
- 6 次世代に権利意識を継ぎ継ぎを伝える人材の育成

知ってほしい!!
日本の精神医療の現状
入院中の方へ面会するうえでは、日本の精神医療の現状や背景を知ることが大切です。



大阪精神医療人権センターの活動
70%の方が閉鎖病棟に入院しています。任意入院の方のうち、約50%の方が閉鎖病棟という自由を制限された病棟で行動が制約されています。

精神科病院とは
精神科病棟を有する病院(「精神科病棟」と「病棟」病棟のうち、精神科病棟を有する者を「精神科病院」とし、「医療法」7条2項)をいいます。

3 面会活動の意義
面会活動が、私たちを支援してくれる。大阪精神医療人権センターは、精神科病院に入院する方の権利擁護を、日本の精神医療の現状を調査し、改善を促す活動を行っています。

日本の精神医療の現状
精神障害者の人権が制約され、当たり前に地域で生活し、必要なときに安心して受けられる精神医療が実現されていないこと

面会活動の意義
面会活動の意義は、面会活動を通じて、精神科病院に入院する方の権利擁護を、日本の精神医療の現状を調査し、改善を促す活動を行っています。

面会活動の意義
面会活動の意義は、面会活動を通じて、精神科病院に入院する方の権利擁護を、日本の精神医療の現状を調査し、改善を促す活動を行っています。